

**会津若松市生涯学習総合センター
窓口等業務委託募集要項**

平成25年1月

会津若松市

会津若松市生涯学習総合センター窓口等業務委託募集要項

1 目的

この要項は、当該施設の窓口等業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 選定の方式

公募型プロポーザル

3 事務局

会津若松市教育委員会 生涯学習総合センター（會津稽古堂）

〒965-0871 会津若松市栄町3-50

電話番号（直通） 0242-22-4700、（Fax） 0242-22-4702

E-MAIL syougai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

4 施設の概要

(1) 位置 会津若松市栄町3-50

(2) 規模構造 延床面積：6,301㎡（地下3,064㎡除く） 1階面積：2,384㎡
中2階面積：846㎡
2階面積：1,962㎡
3階面積：1,109㎡

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階（中2階を含む）

(3) 施設構成 1階：エントランス、市民ギャラリー、ラウンジ、多目的ホール、
音楽スタジオ、美術工芸スタジオ 健康スタジオ、
クッキングスタジオ、事務室、無料コインロッカー、
団体用レターケース
中2階：閉架書庫
2階：図書館
3階：研修室1～7、和室1・2、茶室、交流ブース、団体ロッカー

(4) 開館日 平成23年4月17日

5 開館時間等

(1) 開館時間

○1階（各スタジオ、多目的ホール、市民ギャラリー） 9時から22時

○2階（図書館） 9時から19時（日曜祝日のみ18時閉館）

○3階（研修室、和室、茶室） 9時から22時

(2) 休館日

○1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで。

※ 他に館内整理・施設メンテナンス等で月1回程度の休館と、図書館の年7日間程度の特別整理期間による休館があります。

6 委託業務内容

- (1) 業務名 会津若松市生涯学習総合センター窓口等業務
- (2) 業務内容 「生涯学習総合センター窓口等業務委託仕様書」のとおりです。
- (3) 委託業務期間 平成25年4月1日～平成29年3月31日
- (4) 本件委託業務に係る事業費の見込額
(平成25年度から平成28年度まで)
236,332,000円(消費税及び地方消費税を含む)
この金額は、契約(予定)金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この金額を超えてはならないものとします。
- (5) 契約手続
会津若松市は決定者となった法人に、(1)の業務を委託する予定です。なお、決定者となった法人が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者となった場合、又は会津若松市から入札参加停止を受けることとなった場合には、その法人とは契約の締結を行わないことがあります。この場合は、第2候補者の法人があれば、その法人と契約の交渉を行うこととします。

7 参加資格等

- (1) 本プロポーザルに参加できる者の資格要件(参加申込書提出の時点で、下記のすべての要件を満たすこと)
 - ① 市内に登録簿上の主たる事業所を有する法人
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ③ 会津若松市競争入札参加者名簿に登録されていること。ただし、平成25年1月18日までに登録申請し、平成25年2月1日時点で登録された場合は有効とする。
 - ④ 会津若松市からの入札参加停止を受けていないこと(水道部発注を含む。)
 - ⑤ 会津若松市発注(水道部発注を含む。)の業務の契約締結日に本市税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
 - ⑥ 会津若松市発注工事等からの暴力団排除措置要綱を遵守すること。

8 参加手続

- (1) 資料の入手手続き等
「会津若松市生涯学習総合センター窓口等業務委託募集要項」(以下「募集要項」という。)、「会津若松市生涯学習総合センター窓口等業務委託提出書類」(以下「提出書類」という。)等の関連書類は、下記により入手してください。
 - ① 資料の請求先
事務局 会津若松市教育委員会 生涯学習総合センター(會津稽古堂)
(3を参照)

② 資料の請求方法

上記①の場所において交付するほか、下記の「会津若松市ホームページ」に掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/nyusatsu-etc/>)

③ 配布期間

平成25年1月4日（金）から平成25年1月30日（水）

(2) 事務取扱時間及び問い合わせ先

① 本プロポーザルにおける各手続きの事務取扱時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

② 問い合わせ先

事務局 会津若松市教育委員会 生涯学習総合センター（會津稽古堂）

（3を参照）

9 質問書の提出手続等

(1) 質問書の提出場所及び方法

「質問書（様式7）」に必要事項を記入し、電子メール又はFAXにて送付してください。送信後、必ず電話で着信を確認してください。電話でのご質問は受け付けません。

送付先 会津若松市生涯学習総合センター（會津稽古堂）（3を参照）

(2) 質問書の提出期間

平成25年1月4日（金）から平成25年1月15日（火）

(3) 回答日及び回答方法

平成25年1月23日（水）から下記の「会津若松市ホームページ」に質問書と回答書を掲示するほか、質問者に対して電子メール又はFAXにより回答します。

(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/nyusatsu-etc/>)

(4) 質問に対する回答の取扱について

質問に対する回答の内容は、本要項の追加又は修正と見なすものとします。

10 提出書類

(1) 「提出書類」の提出方法

① 提出場所 会津若松市教育委員会 生涯学習総合センター（會津稽古堂）
（3を参照）

② 提出方法 応募者の自己の責任において、持参又は簡易書留郵便とします。

③ 提出期間等 平成25年1月4日（金）から平成25年1月30日（水）まで
受付時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
（郵送の場合は、提出期間内必着とします。）

(2) 「提出書類」の作成及び提出上の注意事項

① 参加申込書を提出した者は、この募集要項の記載内容に同意したものとみなします。

② 電送、電子媒体（CD、フラッシュメモリー等）による提出は、受け付けません。

- ③ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ④ 提出書類等の作成方法は、下記(4)の提出書類作成要領に従って記入してください。
- ⑤ 提出期限後における提出書類等の再提出及び付属書類の差替え、修正は認めません。また、業務を委託することとなった場合、提出書類等に記載された内容は、特別の理由があると会津若松市が認めた場合を除き、原則として変更することはできません。

(3) 応募者が提出する書類及び部数

本プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、平成25年1月30日（水）までに下記(4)の提出書類作成要領に基づき、下記の提出書類を各1部作成し、上記（1）の提出方法により、提出してください。なお、NPO法人とNPO法人以外の株式会社等の法人で一部提出書類が異なります。

①NPO法人の提出書類

- (ア)参加申込書（様式1）
- (イ)定款及び登記事項にかかる証明書
- (ウ)会員名簿又は従業員名簿（氏名が分かるもの）
- (エ)財産目録
- (オ)貸借対照表
- (カ)年間活動計画書及び年間収支予算書（最新の年度のもの）
- (キ)事業実績報告書及び収支決算書（最新の年度のもの）

②NPO法人以外の株式会社等の法人の提出書類

- (ア)参加申込書（様式1）
- (イ)定款及び登記事項にかかる証明書
- (ウ)財産目録
- (エ)貸借対照表
- (オ)損益計算書
- (カ)営業報告書（最新の年度のもの）
- (キ)事業報告書（最新の年度のもの）

③応募者共通の提案書類

- (ア)過去3年度間の主な類似業務活動実績（様式2）
- (イ)法人概要書（様式3）
- (ウ)生涯学習総合センターにおけるより良い窓口業務のための提案（様式4）
- (エ)業務体制提案書（様式5）
- (オ)見積書（様式6）

(4) 提出書類作成要領

- ① 提出書類等の用紙の大きさはA4版とし、縦左上端をクリップ等で仮とじとします。また文章の文字サイズは10.5ポイントとします。
- ② 様式1～6の記載があるもの以外の書類については様式の指定はありません。
- ③ 「過去3年度間の主な類似業務活動実績（様式2）」には、過去3年度間の主な実績を記入してください。

- ④ 「生涯学習総合センターにおけるより良い窓口業務のための提案（様式4）」には本業務に対する基本的な考え及び受託した場合の新たな提案等を自由に記入してください。
- ⑤ 見積書には、平成25年4月1日～平成29年3月31日の期間の受託金額（消費税及び地方消費税を含まない額）を記入してください。

1.1 企画提案内容の説明及び質疑応答

(1) 日程等

- ① 期 日 平成25年2月上旬（応募者に直接通知します。）
- ② 場 所 後日指定（応募者に直接通知します。）
- ③ 集合時間 後日指定（応募者に直接通知します。）

(2) 方法

- ① 出席者は、3名以内（提案内容及び提出書類等の説明ができる担当者）とします
- ② 内容は、応募者による本業務に対する企画提案内容及び特にアピールしたい点などの説明（10分以内）及び審査委員からの質疑とします。

1.2 審査及び結果の通知

(1) 審査

選定に係る審査は、次に掲げる者により組織された審査会が行います。

学識経験者	2名
市職員	3名

(2) 審査及び結果の通知

(1)により組織された審査会が、「提出書類」と「企画提案内容の説明及び質疑応答」を基に審査を行い、本業務に適した最も優れた提案者として決定者1者及び第2候補者1者をそれぞれ選定します。なお、審査の結果、応募者すべてが、本業務を委託する水準に満たない場合は、該当者なしとします。

(3) 決定者の通知

平成25年2月中旬に、応募者全員に文書で通知するほか、下記の「会津若松市ホームページ」により公表します。

なお、応募者は審査結果について異議を申し立てることはできないものとします。

(<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/nyusatsu-etc/>)

1.3 失格条項

応募者が次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要項に定める手続き以外の手法により、審査員又は事務局関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 他の応募者の協力者であった場合
- (3) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (4) プロポーザル提出書類及び指定の書式に示された条件に適合しない場合
- (5) 別紙様式に示された記載事項の全部又はその一部が記載されていない場合
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合

(7) その他審査会が不適合と認める場合

1.4 その他

- (1) 本プロポーザル応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された提出書類は返却しません。また、会津若松市は、この書類を保存、記録し
 図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 市は委託にあたって、決定者の提案を尊重しますが、必ずしも提案どおりに実施されるのではなく、市と決定者が協議して進めるものとしてします。